令和７年度「畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業」公募要領

農林水産部農業技術課

１　目的

良質な堆肥を生産する畜産農家と、それらの堆肥を利用する耕種農家との耕畜連携により、資源循環型の農業団地を形成し、新たな農業所得向上モデルを確立し、本県農業の持続的発展を図るため、当該団地内で生産された堆肥を有効活用し、地域一体となった資源循環型農業に取り組み、その取組に必要な堆肥等の散布機械や施設の整備、堆肥等の施用の支援を希望する事業実施主体を募集する。

２　事業の概要

（１）事業実施主体（応募者の要件）

以下（ア）及び（イ）の要件全てを充足する、農業団地内で農業経営を行う、当該組合の構成員であること。

（ア）農業団地の構成員となる畜産農家で生産されるペレット堆肥等を利用して作物栽培を行い、化学肥料の低減に取り組むこと。

（イ）次の表のいずれかの成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定し、達成が見込まれること。

|  |  |
| --- | --- |
| 取組の区分 | 成果目標（事業実施年から翌々年度までに） |
| 耕種農家向け堆肥散布・利用支援 | 販売額又は所得の３％の増加 |
| 団地内で生産される堆肥の利用面積の３％の増加 |
| 団地内で生産される堆肥を活用し、化学肥料の使用量を３％低減 |

（２）事業内容

事業内容は下表のとおり。

個別の事業メニューで応募できるほか、事業メニューを併用しての応募も可能。

なお、事業実施主体は、令和８年２月27日までに納品又は設置を完了すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 事業メニュー | 事業内容 | 補助率 | 補助額上限 |
| 耕種農家向け堆肥散布・利用支援 | （１）堆肥運搬・散布に必要な機械等整備補助 | ペレット堆肥等の運搬・散布に必要な機械整備補助 | 1/2以内 | 経営体１戸当たり300万円 |
| （２）堆肥利用農家への購入補助 | 団地内で生産されるペレット堆肥の購入費用 | 定額 | 20円/kg※ |

※ペレット堆肥とバラ堆肥の購入金額の差額が20円/kg未満の場合は、その金額までを補助対象とする。

３　応募手続

（１）応募書類提出先

応募者は、事業実施計画書（実施要領別紙様式第1号（別紙第２の２関係） 及び 別紙様式第1号別添）を作成し、作成した事業実施計画書及び添付資料を事業実施主体が所在する市町村農政担当課または農林事務所に提出する。

（２）提出締切日

令和７年６月１１日（水）（市町村又は農林事務所必着）

（３）提出部数

提出部数は１部とする。なお、県が審査の過程で必要に応じ連絡することから、応募者は提出した書類のコピーを必ず保管しておくこと。

４　審査・採択決定

知事は、提出された事業実施計画書等の審査を行い、事業の採択を決定し、採択結果（採択／不採択）については、文書で通知する。なお、審査の経過等についての問合せには応じない。

また、採択は、補助金の交付を保証するものではないため、原則として補助対象物品の購入など事業の着手を行わず、採択後に提出される補助金交付申請書を県で精査した上で知事が通知する交付決定の後に行うこと。

５　留意事項

（１）事業の詳細については、本事業実施要領及び交付要項を参照すること。

（２）本事業により補助を受ける内容と同一の内容で、国・県から重複して助成を受けることはできない。当該事実が判明した場合は、補助金交付決定の取消し、又は補助金の返還を求めることがある。

（３）事業実施主体は、事業完了後30日以内、又は令和８年２月27日のいずれか早い日までに、事業実施計画書を提出した市町村農政担当課又は農林事務所に実績報告書を提出すること。

（４）事業完了後、実績報告書の内容について、事業実施計画書との整合や補助対象経費を確認の上、補助金額を確定し、請求に基づき指定口座へ補助金を支払う。ただし、必要と認める場合は、概算払での支払も可能。